

『国家について』におけるキケロの 歴史叙述について

原 田 俊 彦

- I 『国家について』におけるキケロのローマ初期史叙述
- II 『国家について』におけるキケロの歴史叙述の位置づけ
- III 混合政体論
 - 1. ポリュビオス
 - 2. キケロ
- IV 『国家について』におけるキケロの歴史認識

- * ①キケロ『国家について』の校訂本は Ziegler, K., *Cicero, De re publica* (1969) を用いる。紙幅の都合上、原文の引用は断念した。
- ②本稿で用いる年代はローマに関するかぎりすべて紀元前である。
- ③ラテン語・ギリシア語をカタカナで表記する場合には、「ローマ」のような慣用表現を除いて、長音は表示しない。例えば、「キケロー」ではなく「キケロ」と表記する。
- ④複数回引用する文献は初出時に略号を示す。
- ⑤外国雑誌の略号は *L'année philologique* にしたがう。
- ⑥史料の略号は慣例にしたがう。

I 『国家について』におけるキケロのローマ初期史叙述

キケロの『国家について』は129年にスキピオ・アエミリアヌスを中心として行われる対話編である⁽¹⁾。その第2巻でキケロはローマ初期の歴史を記す⁽²⁾。けれども、彼が描くローマ初期史は、わが国でローマ初期史を再構成する場合の主要な典拠である、リウィウスの『都市建設以来』（そしてハリカ

リナッソスのディオニュシオスの『ローマ古事史』)が示すものとは大きく異なっている。このような違いはキケロの歴史認識に基づくと考えられ、彼の歴史認識を検討するのが本稿の課題である。

まず、キケロの叙述がリウィウス等の叙述とどのように異なっているか、確認するために、キケロによるローマ初期史の概略を見ることにしよう。

ローマ国家はロムルスによって建国された。彼は兄弟のレムスと共に羊飼いに育てられ、青年になるとその肉体と精神力は他の者たちよりはるかに優っていて、そのため人々は進んで彼にしたがった。(rep. 2, 4) ロムルスはアウスピキウムを導入し、国家を建設する場所を海の側に置かず河岸に選ぶことで、信じがたい適切さを示した (rep. 2, 5-11)。その後、サビニの王ティトゥス・タティウスと同盟を結び、共同統治を行った (rep. 2, 12-13)。タティウスの死後、ロムルスは単独支配に立ち返った。その際、父たちと呼ばれる卓越した人々を選び自身の助言機関(元老院)を設置して、彼らの権威と熟慮を重んじて統治を行った。(rep. 2, 14) これはスパルタでリュクルゴスが示した英知に匹敵する。王の絶対的な権力に卓越した者たちの権威が加えられれば国家はいっそう正しく王の権力によって指導されることを見出したのである。(rep. 2, 15) ロムルスの統治は37年間におよび、死の後には神々に列するものとされた (rep. 2, 17)。

ロムルスの死後、元老院は自ら国家を支配しようとしたが、民衆は王を望み続けた。そこで、元老院は中間王政を考案し英知を示した。(rep. 2, 23) これはリュクルゴスが気付かなかったことで、王は血統によるのではなく徳と英知によって選ばれるべきことが示された (rep. 2, 24)。元老院はサビニ人のヌマ・ポムピリウスを王の候補者として提案し、民衆はクリア民会で彼を選出した。ヌマは、自らのイムペリウムが国民によって承認されるよう望み、イムペリウムについての法律をクリア民会で成立させた。(rep. 2, 25) さらに、土地を分配し、掠奪や戦利品によらず農耕によって必要とする物を得る仕方

を教え、さまざまな宗教行事・祭祀職を導入して、戦争よりも平和を愛する心を民衆に教えた (*rep.* 2, 26-27)。

ヌマの死後、トゥッルス・ホスティリウスがクリア民会で王に選出された。彼は軍事上の大きな業績を上げ、フェティアレスによる宣戦布告のための法を定めた⁽³⁾。 (*rep.* 2, 31)

ホスティリウスに続いて、ヌマの外孫であるアンクス・マルキウスが民衆によって王に選ばれ、イムペリウムについての法律をクリア民会に提出した。彼はラテン人との戦争で勝利して彼らをローマ国家に受け入れ、海岸線にまで領域を拡大し、ティベリス河口に植民市を建設した。 (*rep.* 2, 33) また、彼のころ、ギリシアの学問や学術がローマに伝えられるようになった (*rep.* 2, 34)。

マルキウスの友人だったルキウス・タルクイニウスは審議のすべてに加わり、国家の共同統治者とみなされ、マルキウスの死後、民衆全員の一致によって王に選出された。彼は元老院議員の数を倍増した。 (*rep.* 2, 35) また、騎兵の数も倍増した (*rep.* 2, 36)。

セルウィウス・トゥッリウスはルキウスに愛され、ルキウスの死後もルキウスが存命しているように振る舞って、国家を統治した。ルキウスが埋葬された後、セルウィウスは、元老院の提案によらず、直接、民衆に意見を聞いて、王に選出された。そして、イムペリウムについての法律をクリア民会に提出した。 (*rep.* 2, 38) 彼は財産額と年齢による市民の区分を民会に導入した。いわゆる古典的セルウィウス体制としてのケントゥリア民会が確立された。 (*rep.* 2, 39) この体制は、数の上では圧倒的な民衆を投票から除外することなく、けれども、彼らが大きな勢力を持つこともないように、国家が最も優れた状態にあることに最大の配慮をなす者たちが投票の際にも最大の力を持つように配慮するもので、素晴らしい措置だった (*rep.* 2, 39-40)。

タルクイニウス・スペルプスはトゥッリウスを暗殺して王となった。この罪への最大の罰を恐れ、自らが人々に恐れられることを望み傲慢に振る舞い、

また、一族の者たちの欲望を抑えることができなかった。(rep. 2, 45) 彼の息子がルクレティアを陵辱し自殺に追い込んだとき、ルキウス・ブルトゥスは私人であったにもかかわらず市民の自由を守るためには誰一人私人ではないことをローマで始めて教えた。彼の下で民衆は立ち上がり、スペルブスおよびタルクイニウス一族をローマから追放した。(rep. 2, 46)

民衆の保護のために、民会への上訴を無視してローマ市民を死刑や笞刑に処すことをあらゆる者に禁じる法律が、プブリウス・ウァレリウスによってケントゥリア民会に提出された。いわゆるプロウォカティオの導入である。(rep. 2, 53) また、プブリコラは、権力がさまざまな人々に分散しないよう、コンスル⁽⁴⁾の一人だけを毎月交替でリクトルが先導すると定めた (rep. 2, 55)。

元老院は、その権威と制度と慣習に基づいてほとんどの事柄が行われるよう、民衆はわずかな事柄しか行わないよう、国家を保った。コンスルは、一年限りではあるが王のような権力を持った。卓越した者たちの力を維持するために、父たちの権威が承認しないならば民会の決議は批准されない、という最も重大な事柄が遵守された。最初のコンスルから10年後にディクタトルが設置され、これは王政に最も近いものだった。けれども、すべての事柄は、民衆が卓越した者たちに譲って、彼らの権威の下に保たれた。(rep. 2, 56)

もっとも、王から解放された民衆は前より多くの権利を要求した (rep. 2, 57)。プレブスは、債務問題を原因として、聖なる山そしてアウェンティヌスを占拠した (rep. 2, 58)。これに際し、二名のプレブスのトリブヌスが選出された。けれども、最も賢明で最も勇敢な者たちが武力と熟慮で国家を維持したため、元老院の権勢は強く大きくあり続けた。彼らの権威は最高のものだった。(rep. 2, 59)

最高の権威が民衆の恭順と従順により元老院の下にあったとき、コンスルもプレブスのトリブヌスも自ら辞職して、最高の職権を持ちプロウォカティオに服さない十人委員を設置することが決まった。十人委員は至上のイムベ

リウムを持ち法律を書き記す職務を負った。彼らは公正に思慮深く最良の法律を定め、翌年のために別の十人委員を選出させた。(rep. 2, 61) 十人委員の三年目に至ると、前年と同じ者たちが在職し別の者たちを選出させようとはしなかった。彼らは不公正な法律を二つの表に加え、恣意的にイムペリウムを行使し民衆を貪欲に支配した。(rep. 2, 62) ウェルギニウスという者が十人委員の獣欲に曝された娘を殺害し軍団に逃亡した際、兵士たちは戦闘を放棄して聖なる山、次いで、アウエンティヌスを占拠した (rep. 2, 63)。

この後コンスルに就任したルキウス・ヴァレリウス・ポティトゥスとマルクス・ホラティウス・バルバトゥスは、プロウォカティオに服さない公職は任命されないことを、法律によって定めた (rep. 2, 54)。

これに続く箇所には欠損があり、キケロが以降の時期についてどのようにローマ史を叙述したか、はっきりしない。50年2月20日アッティクス宛書簡 (Att. 6, 1, 8) によれば、『国家について』でグナエウス・フラウィウスが暦表を公開したと述べられていたようである。フラウィウスの行為は4世紀末と考えられる (Liv. 9, 46, 1; Plin. n. h. 33, 17) ので、おそらくキケロはその時期までのローマ史を叙述したであろう。けれども、欠損箇所は小さく、十人委員の瓦解つまり450年頃から4世紀末までの叙述は、それまでの記述に比べ、わずかなものにすぎなかったろう。

以上のキケロによるローマ初期史叙述は、リウィウスに伝えられるものとは大きく異なっている。リウィウスの叙述では、王政期については一巻、共和政期について、450年までは二巻⁽⁵⁾、449年から304年(リウィウスによってフラウィウスの活動が伝えられる年)までは七巻が当てられている。これにたいし、キケロの叙述は、欠損部分を斟酌しても、共和政期より王政期に大きな比重が置かれ、また、449年以降の時期はほとんど叙述されなかっただろう。こうした量的な違いに加え、キケロが叙述する時期の内容に関しても、リウィウスの叙述とは大きな差異が認められる。詳細部分に関する差異⁽⁶⁾はここでは検討せず、大きな枠組での相違を見ることにしよう。それらは次の三点

にまとめられよう。

1 『国家について』には、ロムルスに先立つ時期の叙述がまったく見出せない。他方、リウィウスには、アイネイアスの放浪・ラウィニウムでの都市建設、アイネイアスの息子アスカニウスによるアルバ・ロンガの建設、アスカニウスを継いだ王たち、これらについての叙述が見出せる (Liv. 1, 1-3)。これに基づいて、ローマ人の出自がトロイア人であるという伝承はユリウス朝のプロパガンダで、それ以前にはアイネイアス伝説はローマの国民伝承ではなかった、という想定が表明された⁽⁷⁾。けれども、この想定は妥当なものではないだろう。キケロに先立つ年代記作者にアイネイアス等への言及が見出されるからである。すでにファビウス・ピクトルがアイネイアスに言及している (Fab. Pict. frg. 3 Peter = frg. 1 Cornell)⁽⁸⁾。また、カッシウス・ヘミナもアイネイアスのイタリアへの航海やアスカニウス等に言及しているようである (Cass. Hem. frg. 5 Peter = frg. 6 Cornell)。さらに、グナエウス・ゲッリウスにはアスカニウスへの言及が見出される (Cn. Gell. frg. 19 Cornell)。したがって、ローマ人がトロイア人を祖先とするという叙述が『国家について』に見出せないのは、キケロによる歴史叙述の大きな特徴と考えられる。

2 建国当初からすでにローマ民衆は市民としての成熟を迎えていた。それゆえ、ロムルスの死後、元老院の単独支配の試みに対し、新しい王を求めるといふキケロによれば賢明な判断を民衆は下すことができたのである。また、スキピオは、ただ一人の人物 (ロムルス) の思慮によって新しい民衆が生まれただけでなく、その人々は成長し成熟したものとして残された、と述べる (*rep.* 2, 21)。こうした理解は『国家について』第1巻ですでに現れている。スキピオがロムルスは蛮人の王だったかと問うのにたいし、ラエリウスは、すべての者がギリシア人と蛮人に分けられるのならロムルスは蛮人の王だが、慣習に鑑みればギリシア人もローマ人と等しく蛮人である、と答える。これを受け、スキピオは、さほど古くはない人々 (IV章2を参照) が王を望んだのだから、彼らは文明化されていて蛮人ではない、と述べる。 (*rep.* 1, 58)

つまり、ロムルス時代にすでにローマ人は文明化された人々だったのである。けれども、このような認識はリウィウス等の伝承とは大きく異なっている。リウィウスによれば、ロムルスの下に集まったのは得体の知れない卑しい者たちで、彼らのアジールとなったのが新しい都市だった (Liv. 1, 8, 5-6)。そして、リウィウスは、王政期のローマ人は羊飼いや流れ者、母国からの逃亡者の集まりで、共和政の開始の時期に王の恐怖から解放されトリブヌスの煽動に我を忘れてしまっていたら、国家は未成熟のままに分裂していたに違いない、と述べる (Liv. 2, 1, 4-6)。こうした認識は他の史料にも見出せる。例えば、プルタルコスも、奴隷や亡命者がアジールとしてロムルスの都市に参集したとする (Plut. Rom. 9, 2-3)。また、キケロに先立つ時期にもこうした考えは存在したようである。ピソはロムルスがアジールを復旧したと述べている (Pis. frg. 4 Peter = frg. 6 Cornell)。このように、他の史料とは異なって、ローマを建国の時点で文明化された国家とする点に、キケロの歴史叙述の大きな特色が見出される⁽⁹⁾。

以上1および2は、キケロがファビウス・ピクトルもピソもグナエウス・ゲッリウスも参照していたであろうことから、ますます彼の歴史叙述の独自性を示すものである⁽¹⁰⁾。

3 共和政開始から第二次十人委員の放逐に至る時期に元老院の権威は最高だったとされる。けれども、リウィウスの伝える共和政初期史の顕著な特色は、プレブスとパトリキの身分闘争、すなわち、元老院の権威に対するプレブスの挑戦である。プレブスの第一回市外退去とプレブスのトリブヌス職の設置 (Liv. 2, 32, 2; 2, 33, 1-2) に始まり、それに続く連年の土地分配要求 (Liv. 2, 42, 1; 2, 42, 6; 2, 42, 8; 2, 43, 3; 2, 44, 1; 2, 52, 3; 2, 54, 2; 2, 62, 1)、プレブス集会の投票単位をトリブスとするウォレロ・プブリウスのプレブス決議を巡る抗争 (Liv. 2, 56-57)、コンスルのイムペリウムを制限しようとするテレンティリウス・ハルサの提案を巡る抗争 (Liv. 3, 9, 2-3, 31, 2)、これらを経て、十二表法の制定に至る。十二表法は、リウィウスによれば、プレブ

スとパトリキ双方に利益をもたらす自由を衡平にするものだった (Liv. 3, 31, 7)。本稿では省略せざるをえないが、ディオニュシオスも、身分闘争という観点に基づいて、リウィウス以上に詳細に共和政初期史を叙述している。他方、キケロには身分闘争という観点はまったく見出せない。むしろ、プロウオカティオを認める法律の成立、第一回および第二回市外退去、プレブスのトリブヌス職の設置、これらへの言及はキケロにも認められる。けれども後に見る(後注(48)参照)ようにまったく異なる観点によっている。そして、十人委員が設置され十二表法が定められたのは、元老院の至上の権威と民衆の恭順に基づく。この点もキケロの歴史叙述に見出せる大きな特徴の一つである⁽¹¹⁾。

これらの特色がどのような歴史認識に基づくのか、以下で検討することにした。そのために、まず、キケロによるローマ初期史叙述が『国家について』ではどのような文脈でなされているか、確認することとしよう。

II 『国家について』におけるキケロの歴史叙述の位置づけ

『国家について』第2巻での初期ローマ史叙述は、『国家について』第1巻における主題を立証するという文脈でなされる。その主題とは、最良の国家とは何か、最良の統治とは何か、というものである。第1巻ではこの主題について理論的検討がなされる。

まず国家について定義され (*rep.* 1, 39)⁽¹²⁾、続けて政体⁽¹³⁾の分類が行われる⁽¹⁴⁾。その分類は国家が永続するために必要な熟慮 (*consilium*) を担う主体 (*rep.* 1, 41) の数⁽¹⁵⁾を基準とする。つまり、一人が担う場合(王政)、少数が担う場合(貴族政)、多数が担う場合(民主政)である。それぞれの類型は最善のものではないが、国家機能を担う主体が不正や欲望によって墮落しない限り、耐えうるものである。(*rep.* 1, 42)

けれども、それぞれの類型には欠点がある。王政では、王以外の者たちは共通の法と熟慮に与れない。貴族政 (*optimatum*) では、民衆は共通の熟

慮や権力を有しないため自由を享受できない。あらゆることが民衆によってなされる場合には、民衆が正しく中庸だとしても、尊厳の度合い (*gradus dignitatis*) を持っていないため、適切な平等が存在しない。(rep. 1. 43)

さらに次の欠陥がある。それぞれの類型は、どれも、たやすく墮落する。王政は専制支配に (rep. 1, 44)、貴族政は専制的党派に、民主政は民衆の専制支配⁽¹⁶⁾に墮落する。こうした変化は常に生じ、その循環 (*orbis*) といわば回転 (*circumitus*) は驚くべきものである。このような変転は神に近い者にしか認識できない。それゆえ、第四の種類の政体が最も是認できるものである。それは三つの種類の政体が中庸に混ぜ合わされたものである。(rep. 1, 45)

こうして政体の類型と最も望ましい類型が示されるが、三つの基本的な政体 (いわゆる単一の政体) のうち、どれが最善なのか、とラエリウスがスキピオに問い (rep. 1, 45)、スキピオはこれに応じて、民主政 (rep. 1, 47-50)、貴族政 (rep. 1, 51-53) の順番で、詳細な分析を行う。銘記すべきは、スキピオは、この箇所で、民主政、貴族政、それぞれについて、支持できる根拠、支持できない根拠を検討しており、それぞれの政体を公平に扱い、王政を支持するための論拠を上げているわけではない、ということである。ラエリウスは、さらに、スキピオがどの政体を最善のものとするか、問う。この再度の問いに、スキピオは王政が望ましいと答える。(rep. 1, 54) けれども、スキピオは、単一の政体よりも単一の政体すべてを集めた政体が最も望ましく (rep. 1, 54)、また、王は愛情 (*caritas*) により、貴族は熟慮 (*consilium*) により、民衆は自由 (*libertas*) により、自分たちの心を捉えるので、単一の政体の一つを選ぶのは困難だ (rep. 1, 55)、と留保する。再々度ラエリウスが議論を進めるよう求め、こうして、王政の分析に進む (rep. 1, 54-64)。つまり、スキピオは、単一の政体のどれが最善なのか、選ぶのを躊躇しており、彼にとって最善の政体が三つの単一の政体を混合したものであることは明らかなのである⁽¹⁷⁾。

この点が最終的に確認される。スキピオは、王政の転変は容易には生じないとしつつも、王が不公正になるとき、ただちに最悪の種類である僭主となる、と指摘する。この僭主を貴族が放逐するなら、貴族政となる。民衆が僭主を殺しあるいは追放して分別を持ち賢明であるなら、その支配は中庸なものとなる。(rep. 1, 65) けれども、民衆が正しい王から国家を奪ったならば、あるいは、貴族の血を啜り国家を自らの欲望にしたがわせようとするなら、そこから僭主が生じる (rep. 1, 65 ; 1, 68)。正しい貴族がこうした僭主を倒したなら、国家は復旧する。けれども、蛮勇をふるう無謀な者たち (audaces) が僭主を放逐するなら、僭主の別種である党派 (factio) が生じる。要するに、王から僭主が、僭主から卓越した者たち (principes) あるいは民衆が、卓越した者たちあるいは民衆から党派あるいは僭主が生じ、政体の一つのものに長らく留まることはないのである。(rep. 1, 68)

よって、スキピオは、単一の政体の中では王政が最も優れているとしつつも、三つの単一の政体を等しく位置づけ適度に調和させた (aequatus et temperatus) 政体が最良であると結論づける。なぜなら、国家には王に相応しいものが存在し、いくつかの事柄が卓越した者たちの権威に分けられ、いくつかの事柄が民衆の判断と意思に守られるのが、望ましいからである。この政体が墮落することは、国家の指導者たちに大きな過ちがない限り、滅多に生じない。(rep. 1, 69)

このようにスキピオは最上の政体を定め、その具体例をローマ国家に見出す。父祖から受け継がれてきたローマ政体こそ、あらゆる国家の中で最良のものである、とスキピオは断言する。次いで、最良の国家とは何かについて、これまで検討されてきた理論によってではなく、ローマ政体という実例 (exemplum) を通じて明らかにし、最善の国家について明らかにしなければならぬすべての事柄をこれから述べることに合致させる、と宣言する。(rep. 1, 70)

以上を前提として、第2巻でローマ初期史が叙述される。第1巻で述べら

れたのは最善の政体がいわゆる混合政体であること、そして、ローマ政体が最善のものということである。けれども、後者の点は示唆されるに留まり、ローマ政体を混合政体として把握する作業が必要である。その作業は第2巻でローマの歴史を叙述することによって達成される。第2巻におけるローマ初期史の叙述は以上の位置づけを持つ。

『国家について』第2巻でのローマ初期史叙述について、前章でその概略を見たが、混合政体という観点からの検討はしておらず、その観点による考察が必須となる。その場合、検討されるべき対象は混合政体⁽¹⁸⁾としてのローマ政体である。周知のように、ポリュビオスも混合政体としてローマ政体を捉えたとされる⁽¹⁹⁾。したがって、ローマ政体についてのポリュビオスおよびキケロの理解を比較検討し、キケロの混合政体論の特色を明らかにすべきだろう。この点が次章の検討課題である。

Ⅲ 混合政体論

1. ポリュビオス

ポリュビオスは、カンナエの大敗北からわずか50余年で、どのようにして、どのような政体によって、ローマが世界の支配者となったのか、という問題意識の下に (Pol. 1, 1, 5 ; 3, 2, 6 ; 6, 2, 3 ; cf. 8, 2, 3)、『歴史』を著した。彼はこの問題の解明のために『歴史』第6巻で政体について理論的考察を行うと述べ (Pol. 5, 111, 10)、ローマ政体のあり方を把握しようとする。したがって、本章の課題のために『歴史』第6巻を検討しなければならない。

『歴史』第6巻⁽²⁰⁾は複雑な構造を持つ。叙述の順番にしたがって考察できるだけの紙幅の余裕は本稿にはなく、以下では概略的に筆者なりの理解を記すことにしたい⁽²¹⁾。

第6巻での理論的考察は、彼の歴史叙述が目指すもう一つの目標、つまり、歴史を学ぶ者そして政治家に政体の設立や改良を目論む際の指針を与え、よりよい選択を実現させるためのものでもある (Pol. 3, 118, 12 ; 6, 2, 8)⁽²²⁾。そ

のためには演繹的に適用できる一般原則を見出す必要がある⁽²³⁾。ポリュビオスは、その一般原則として、生物の誕生・成熟・死亡という三つの点を経る成長・衰退という過程を見出し、これを政体にも適用する (Pol. 6, 4, 11-13)。ポリュビオスに認められる基本法則は、この「生物学的成長の理論」あるいは「三段階理論」である⁽²⁴⁾。「自然」という人間には変更不可能な法則に政体も基づく、という前提にたつて政体の将来が予見できるとされる。

けれども、政体のあり方をより厳密に定める必要がある。そこで、キケロにも見出された、政体を担う者の数にしたがう古典的な分類がなされる。類として、一人の場合 (モナルキア)、少数の場合 (オリガルキア)、多数の場合 (名称は付されていない) に分類される。それぞれの類内部で、よき形態とその墮落形態が分けられる。したがって、政体には六つの種類がある⁽²⁵⁾。(Pol. 6, 4, 2-6)

これら六つの種類の政体は自然の変遷過程を辿る。すなわち、自然に成立したモナルキアからよき一人支配であるバシレイアが生じ、バシレイアはテュランニスに墮落し、テュランニスが解体して、よき少数支配であるアリストクラティアとなる。アリストクラティアはオリガルキアに墮落し、オリガルキアからよき多数支配であるデモクラティアが生じる。デモクラティアはオクロクラティアとなり、オクロクラティアは再びモナルキアをもたらす。(Pol. 6, 4, 7-10; 6, 9, 9) この循環はアナキュクロシスと呼ばれる (Pol. 6, 9, 10)⁽²⁶⁾。

次いでポリュビオスはアナキュクロシスにおける政体変化のより具体的なあり方とその原因を叙述する。大洪水、疫病、凶作といった大災害によって人間のほとんどが死滅し文明も壊滅した後、生き残った人々は他の動物と同様にその弱さのゆえに集団を作り、体力と能力に最も秀でた者にしたがう。こうして生まれた、力による支配がモナルキアと呼ばれる。(Pol. 6, 5, 5-9)

やがて、人々に美と正義という観念が生まれる。例えば、子供が親を虐待する場面を目撃すれば、憤りを感じる。わが身を省みず獣から助けてくれた

人には、賞賛と名誉が与えられる。こうして、何が正義であるかが経験的に学び取られる。(Pol. 6, 5, 10 ; 6, 6, 1-9) 人々に正義の観念が生まれれば、支配者も正義に基づき支配することの重要性に気付く。人々も自ら進んでそうした理性的な支配者にしたがう。こうして、バシレイアが発生する。(Pol. 6, 6, 10-12) バシレイアにおいては、人々は理性と洞察力を基準に支配者を選出する (Pol. 6, 7, 3)。つまり、選挙王政が実現される。

けれども、選挙王政は次第に世襲王政に変化する。王という地位が生来確保され共同体の安全も食糧供給も満たされると、王は自らの欲望を拡大しようとする。生活の奢侈や性的欲望の実現を追求し、その結果、王は憤激と憎悪の対象となる。こうして、バシレイアは終了しテュランニスとなる。(Pol. 6, 7, 6-8)

これはテュランニスの解体でもある。高貴な出自と崇高な精神を持つ人々が支配者に対する陰謀を画策する (Pol. 6, 7, 9)。こうした指導者の下に民衆が集まり、専横な支配者は打倒され、民衆は悪しき支配者を追放してくれた謝礼として彼らの指導者に将来を託する。アリストクラティアの成立である。(Pol. 6, 8, 1-2)

こうした指導者の支配がその息子たちに受け継がれたとき、息子たちは政治上の平等や演説の自由が抑圧された経験を持たないため、自らの欲望の充足に走る。アリストクラティアはオリガルキアに墮落する。(Pol. 6, 8, 4-6)

一人の人物が支配者たちへの憤激と憎悪が広まっていることに気付き、民衆を組織して悪しき支配者たちを放逐する。民衆は王そして少数者の支配が墮落した記憶を持っているため、自らが支配を担うことを決断し、デモクラティアが成立する。(Pol. 6, 9, 1-3)

オリガルキアを経験した者たちが存命なくなると、民衆は平等や演説の自由といった価値に重きを置かず、他の者たちよりも秀でた地位を得ようとして互いに争うようになる。デモクラティアは墮落しオククラティア(あるいはケイロクラティア)となる。殺戮、国外追放、土地再分配が繰り返さ

れ、ついに文明は崩壊する。獣となった人々は再び力による支配者を見出す。(Pol. 6, 9, 4-9)

このように、アナキュクロシスにおいて、それぞれの政体の成立と維持は支配者と民衆の相互関係に基づく。政体の形態を定めるのは常に民衆である。モナルキアにおいて民衆は生活の安全のために支配者の力に「したがう」。バシレイアにおいては支配者の正義に「したがう」。アリストクラティアでは、平等や自由といった価値を守るために、民衆は暴君を追放した少数者に恩義を感じて支配を委ねる。王も少数者も正義を体现できないという経験を持たば、民衆自身が支配を担う。いずれの形態でも、支配者は正義に基づいた支配をしなければならない。あるいは、支配者がそうした価値を維持するなら、民衆は支配者を守る。したがって、ポリュビオスは、政体の成立と存続に、民衆による支配者の選択、そして、民衆と支配者相互の均衡を見出しているのである。こうした相互関係は正義という観念を生みだした「応報」的経験に象徴的に示される。よき行いにはよき報償が与えられるのである⁽²⁷⁾。

政体の墮落は支配者が正義という価値を喪失することによって生じる⁽²⁸⁾。けれども、正義という観念は支配者に先立って民衆が獲得したものである。それゆえ、民衆に正義という価値が維持されるならば、人は獣の状態に墮落しない。民衆自体がこの価値を失ったとき、文明は崩壊するのである⁽²⁹⁾。

このような変転を避ける方法として、ポリュビオスはスパルタでリュクルゴスが考案した政体を上げる。リュクルゴスは、アナキュクロシスをその英知によって見抜き、複数のよりよい政体を一つにまとめることで、アナキュクロシスを押しとどめた。すなわち、民衆が王を蔑ろにすると、長老たちは王の側につき王の権威が守られる。王は民衆にたいする恐れから専横な振る舞いを控える。王、年長者、民衆という政体を構成する三つの要素に均衡が保たれ、これによりスパルタの政体はポリュビオスの知る限り最も長い期間独立を維持させた。(Pol. 6, 10, 1-11)

以上のアナキュクロシスおよびアナキュクロシスを押しとどめる方法は、ギリシアの歴史から学び取ることができ、それゆえギリシアの将来を予知することもたやすい。けれども、ローマについては、政体は複雑で歴史も知られていない。そのため、その現状および将来を判断するのは困難である。(Pol. 6, 3, 1-3) よって、ローマの歴史を叙述しローマ政体の現状を分析する作業が必要となる。

ポリュビオスによるローマ史叙述（いわゆるアルカイオロギア）は、残念ながら、散逸してしまった。おそらく、その叙述は、450年頃（十人委員の時期）までを対象としたであろう（Pol. 6, 11, 1）。そして、その叙述は「生物学的成長の理論」に基づきなされたであろう。ポリュビオスは「ローマ政体は最初から自然にしたがって成立し成長した」（Pol. 6, 9, 13 cf. 6, 4, 13）と述べており、この「自然にしたがって成立し成長した」過程を記すのがアルカイオロギアだろうからである⁽³⁰⁾。したがって、ローマ政体も生物学的自然法則にしたがうのである。

アルカイオロギアに続くのは、成熟の段階に相当するローマ政体の分析である。当該箇所はわれわれに伝わっている。まずポリュビオスはローマ政体の次の特質を述べる。ローマ政体では、バシレイアに相当する部分、アリストクラティアに相当する部分、デモクラティアに相当する部分が存在し、国家のすべての部門が公正・適切に組織され運営されている。そのため、ローマ人自身も、その政体がアリストクラティアなのか、デモクラティアなのか、モナルキアなのか、判断できない。モナルキアあるいはバシレイアに相当するのがコンスルの権力である。元老院の権力がアリストクラティアを示し、民衆の権力がデモクラティアを体現する。(Pol. 6, 11, 11-12) 次いで、コンスル、元老院、民衆、それぞれの権力内容が検討される。コンスルの主要な権力内容は軍事であり（Pol. 6, 12）、元老院は主として国家財政・イタリアで生じた犯罪の捜査・外交についての権力を有し（Pol. 6, 13）、民衆は名誉の授与（とりわけ選挙による公職への選出）・科刑に関する権力を持つ（Pol. 6, 14）。それ

それが権力範囲を定められ、それを越えて活動しようとする場合には他の二つによって抑止され、また、抑止の恐怖から権力範囲を超えて活動することが控えられる (Pol. 6, 15-17)。このように、三つの各部分が抑制し合いどのような状況にでも対処できる政体を作り上げている。これに優る政体を見出すのは困難である。(Pol. 6, 18, 1)

ポリュビオスの理解するローマ政体はアナキュクロシスを構成するよき三つの単一の政体からなっている。よき単一の政体のそれぞれの担い手は、正義という価値を失ったとき、自己拡大という墮落の道に進む。けれども、よき単一の政体を共に設置すれば、それぞれが自己拡大の欲求を持ったとしても、互いが対抗することで自己拡大の欲求つまり単一の政体の墮落を抑止できる。ローマ政体は、構成物が互いに抑止(チェック)し、その結果、構成物それぞれの自己拡大の欲求に均衡(バランス)を保つことができる、というシステムである。複数の構成物を並存させ、それらの一つに権力を与え他の構成物を抑止する、このような方策は政体を安定させる手段としてすでにギリシアで想定されていた⁽³¹⁾。これにたいし、ポリュビオスが最高と評価する政体はチェック・アンド・バランスのシステムである。つまり、単一の政体それぞれに均等な権力が与えられ、それぞれの権力範囲が厳密に定められ、それぞれが権力範囲を超えて活動しようとするとき、他の政体の権力範囲への侵害として、その活動は抑止され、全体の均衡が復活するのである。ポリュビオスが理想としたローマ政体は、権力分立に基づくチェック・アンド・バランスのシステムなのである⁽³²⁾。

ローマ政体の成熟はこの段階であった。けれども、ローマ政体も生物学的自然法則にしたがうのだから、やがて衰退を迎えねばならない。それは帝國的支配の対外的安定と奢侈の普及によって生じる。人々は公職就任を目指し互いに争うようになり、民衆は彼らの貪欲の犠牲になって正当な権利を奪われたと激怒し、指導者の命令に従うことを拒否し自らがすべてを得ようとする。こうして、オクログラティアにその姿は変わっていく。(Pol. 6, 57, 1-9)⁽³³⁾

以上、概要を見たポリュビオスの理解について、様々な問題が生じよう。ここでは、ただちに見出せる次の点を指摘しておく。アナキュクロシスが循環法則であるなら、生物学的自然法則とは一致しない。環状の動きに成長も衰退もないからである⁽³⁴⁾。他方、アナキュクロシスが政体の推移を必然的に定める⁽³⁵⁾とすれば、「混合政体」が存在する余地はない⁽³⁶⁾。以上の問題について筆者は次のように理解する。

まず前者の問題を検討しよう。アナキュクロシスは政体の循環運動を示すだけのものではない。アナキュクロシスは「文明の発生+政体の推移+文明の消滅」によって構成される。ポリュビオスはアナキュクロシスにおいて伝統的な文明の発生理論と政体の推移の理論を合体させている⁽³⁷⁾。大災厄（この大災厄は繰り返し生じる—Pol. 6, 5, 5—）によって文明が瓦解した後、生き残った人間は動物と同じ状態にある。ただ生き残るために集団を作り、最も力の強い者に自分たちの安全を委ねる。やがて、民衆は「応報」の経験を積み重ね正義や理性を形成する。支配者が正義や理性に配慮することで最初の正しき政体（バシレイア）が成立する。この後、諸政体の推移が展開する。その推移は支配者の墮落と民衆によるよき政体への復旧という過程である。したがって、バシレイアからデモクラティアまでは、民衆に人間的価値が維持されるため、人間集団全体に本質的变化は生じない。けれども、デモクラティアがオククラティアへ変質すれば、それまで人間的価値を維持してきた民衆自体が墮落するため、人間すべてが獣となる。以上のようにアナキュクロシスの枠組を構成できるとすれば、人間集団の発生を「誕生」、人間的価値を持つ社会の成立を「成熟」、この二つの段階の間にある人間集団が人間的価値を形成する過程を「成長」と理解し、さらに、人間的価値の喪失に至る過程を「衰退」、人間的価値の喪失を「死亡」と捉えることで、アナキュクロシスは「生物学的成長の理論」・「三段階理論」に合致すると考えられよう^{(38) (39)}。

他方、それぞれの政体の類（つまり、一人支配、少数支配、多数支配）内部に

おける政体の変化も「生物学的成長の理論」に基づくと理解できよう。ポリュビオスは「それぞれの政体の誕生と変質という自然の過程」(Pol. 6, 4, 11)と述べており、例えば、一人支配という類においては、モナルキアを「誕生」、バシレイアを「成熟」、テュランニスに「死亡」と捉えることができよう。アリストクラティアおよびデモクラティアは革命によって成立し「誕生」と「成熟」が一瞬で達成され「成長」という過程を見出せない、と反論されるかもしれない。けれども、ポリュビオスはテュランニスの成立にアリストクラティアが生み出される萌芽を見出し (Pol. 6, 7, 8)、また、オリガルキア成立と共にデモクラティアが誕生すると述べている (Pol. 6, 8, 6)。よって、ある類の「衰退」と次に現れる類の「成長」は重なり合っているのである⁽⁴⁰⁾。

以上より、ポリュビオスによれば、アナキュクロシスの枠組、アナキュクロシスを構成する類内部の政体の変化、これらは生物学的自然法則を基礎とすると理解できよう。

このようなアナキュクロシスは「すべての」政体の変化を「必然的に」決定するものだろうか。ポリュビオスは必ずしもそのように考えてはいない。彼によれば、テバイとアテナイの政体は、指導者たちの能力によって一瞬の煌めきを得たが、彼らの死亡と共に終焉を迎えた (Pol. 6, 43, 4-6)。つまり、政体は個人の活動によりアナキュクロシスを免れうるのである。他方、これらの政体は指導者たちの生涯に合致するとされる (Pol. 6, 43, 6)。よって、アナキュクロシスを逸脱する政体も生物学的自然法則にはしたがう。とすれば、生物学的自然法則を基礎として、一方ではアナキュクロシスが、一方では「混合政体」が展開する、とも理解できる。例えば、「混合政体」は、アナキュクロシスにおける政体を順次に経験するのではなく、単一の政体を「累積的に」経験する、と。まずバシレイアが経験され、次いでその経験を留めアリストクラティアにバシレイアの要素を「累積」し、最後にバシレイアとアリストクラティアの要素をデモクラティアに「累積」する、これによって

「混合政体」が達成される、このような見解が表明された⁽⁴¹⁾。

けれども、ポリュビオスの叙述にしたがう限り、このようには想定できない。六つの政体の自然による変遷を述べる箇所 (Pol. 6, 4, 7-10)、その変遷の過程をより具体的に述べる箇所 (Pol. 6, 5, 4-6, 9, 9)、いずれにおいても単一の政体は順次に変遷するとは記されない。「累積的」政体変化はポリュビオスの叙述には見出せず、ポリュビオスにおける政体変化はアナキュクロシスだけである。

また、スパルタの政体はリュクルゴスとその英知によって達成した。リュクルゴスは王であり、その段階ではアリストクラティアもデモクラティアも経験されていない。したがって、スパルタの「混合政体」は「累積的」展開の結果生じたわけではない。そして、リュクルゴスはアナキュクロシスを阻止するためにその政体を築き上げた。とすれば、リュクルゴスの政体が瓦解すれば、アナキュクロシスの過程が再開されるはずである。ポリュビオスによれば、クレオメネスは古い政体を完全に廃棄しテュランニスに変更した (Pol. 2, 47, 3; cf. 9, 29, 8)。つまり、バシレイアから成立したリュクルゴスの政体は、瓦解すれば、テュランニスに墮落し、アナキュクロシスに回帰するのである。スパルタの「混合政体」はアナキュクロシスの上に成り立つと理解できよう⁽⁴²⁾。

ローマの「混合政体」はどうか。すでに (前注 (30) 対応本文参照) 述べたように、ローマも「誕生」と「成長」という生物学的自然法則に基づく政体変化を被る。生物学的自然法則に則った政体変化はアナキュクロシスしか存在しない。よって、ローマの「成熟」に至る過程もアナキュクロシスに服すると理解できる。アルカイオロギアではおそらく十人委員の時期まで、つまり、オリガルキアの時期まで叙述されたであろう。その後にローマ政体の「成熟」すなわち「混合政体」が生じたのであれば、「混合政体」はローマではオリガルキアからデモクラティアに移行する段階で達成されたことになる。ローマの「混合政体」は、スパルタのような個人の英知によってで

はなく、多数の者たちの適切な判断の積み重ねによって達成された (Pol. 6, 10, 14)。デモクラティアが成立していない段階で卓越した英知によらずどのようにしてデモクラティアの要素を組み込むことができたのか。すでにデモクラティアの持つ価値、すなわち、「平等と演説の自由」(Pol. 6, 9, 4) はアリストクラティアに存在し (Pol. 6, 8, 4)、それらがなぜアリストクラティアに存在したかといえ、人間的価値を生み出し維持するのは民衆であり、民衆の墮落はバシレイア以降では基本的に生じないからである。さらに、ローマの「混合政体」が崩壊すればオクロクラティアに至る (Pol. 6, 57, 9)。これは、「混合政体」の内部でデモクラティアが他に比重を大きく占めるようになる⁽⁴³⁾と「混合政体」の衰退過程に入り (同時にオクロクラティアの形成過程に入り——「混合政体」の中で単一の政体の第三の類が生物学的自然法則にしたがった展開を見せる——)、最終的にオクロクラティアに至って「混合政体」は瓦解するのである。ローマの「混合政体」の衰退過程もアナキュクロシスに基づくのである⁽⁴⁴⁾。

以上より、「混合政体」はアナキュクロシスと異なる変遷過程を経るのではなく、アナキュクロシスのある特定の時点 (スパルタではバシレイア、ローマではオリガルキア) でアナキュクロシスを停滞させるために人為的に生み出された、政体の特別の類と考えられる。このような類が人為的に成立するのは、ポリュビオスにおける生物学的自然法則がアナキュクロシスの枠組および個別の類内部での政体変化に関わるものでしかないからである。政体のある類からある類への変化は必然的事象とは述べられていない⁽⁴⁵⁾。少数支配という類から多数支配という類への転換は、少数者に対する多数者の「応報」を理由とする (Pol. 6, 8, 2) が、悪しき単独支配者を放逐した多数者が支配を獲得する可能性は排除されていない。一人支配という類から「混合政体」という類への移転 (スパルタ) は人的偶然⁽⁴⁶⁾によって達成される。アナキュクロシスは政体変化の「蓋然性」を定める⁽⁴⁷⁾ものと理解でき、それをポリュビオスは認識していたであろう。アナキュクロシスを理解していれば、政体が

どの段階にあるか、どの政体に変化するか、間違うことは稀にしか生じない (Pol. 6, 9, 11)。つまり、アナキュクロシスにしたがわない政体変化も存在するのである。以上より、アナキュクロシスは「混合政体」が存在する余地を十分認めるものなのである。

2. キケロ

キケロはローマの混合政体をどのように把握しているのだろうか。I章で概観したローマ初期史叙述からすれば次のようになろう。

ロムルスは元老院を設置してリュクルゴスに匹敵する英知を示した (*rep.* 2, 14-15)。ローマはその始源的状況で王と元老院という二つの制度の混合状態にあったのである。ロムルスの死後、元老院が支配を試みたが、民衆は王を望み、ヌマが民衆によって選出された。そして、ヌマは自らのイムペリウムをクリア民会で承認させた。 (*rep.* 2, 23-25) つまり、ロムルスの政体に民衆という要素が付加された。したがって、ローマは、少なくともヌマ以降、三つの単一の政体が混合されている状況だった。これはセルウィウス・トゥッリウスまで存続した。けれども、タルクイニウス・スペルプスによってローマ政体は僭主政に墮落した (*rep.* 2, 45)。なぜなら、ローマの混合は適度に調和した (*temperatus*) ものではまったくなかった (*rep.* 2, 42) からである。つまり、誰か一人の者が永続的な権力を持つ政体は、そこに元老院が存在するとしても、民衆にいくつかの権利があったとしても、王政と呼ばざるをえない (*rep.* 2, 43)。王は不公正になると僭主に墮落する (*rep.* 1, 65)。そのため、タルクイニウス・スペルプスのような墮落が生じる。以上からすれば、ローマ王政はいわゆる「混合王政」⁽⁴⁸⁾ だったといえよう。

タルクイニウス・スペルプスとその一族の追放後、元老院はほとんどの事柄を掌握し国家を維持した。もっとも、一年任期で定員二名のコンスル職を創設し、一定の制限を被った王の権力も維持した。また、プロウォカティオを設置し、プレブスのトリブヌス職⁽⁴⁹⁾をプレブスが選出することを認め、

民衆にもいくつかの権利を認めた。(rep. 2, 56-59) つまり、王政瓦解後の元老院支配で、王政的要素は制限を設けられて存続し、民主政的要素は拡張されて存続した。したがって、ローマ政体はそれまでの混合を改善したと考えられよう。けれども、元老院の権威が最大で民衆がそれに恭順するとき、寡頭政への墮落が生じた。コンスルとプレブスのトリブヌスがすべて辞職しイムペリウムが十人委員に委ねられ、第二次十人委員による寡頭政が実現した。(rep. 2, 61-62) したがって、王の追放から第一次十人委員まではいわゆる「混合貴族政」⁽⁵⁰⁾であり、その混合が放棄されて寡頭政に墮落したと考えられる。

これに続く時期の叙述は失われてしまった。先に見たように、おそらく4世紀末まで叙述されたであろうが、その箇所はわずかなものだったろう。したがって、少なくとも十人委員に続く時期にローマの混合政体の完成が見出されたと考えられよう。

以上より、キケロはそのローマ初期史叙述でローマの混合政体が完成に至る過程を描く。それは単一の政体が混合政体に「成長」する過程ではない。ローマ政体は出発の時点で混合政体だった。キケロによれば、混合政体には少なくとも二つの種類がある。「三つの単一の政体を等しく位置づけ適度に調和させた政体」(rep. 1, 69) (あるいは「適度に混ぜ合わされた」(rep. 2, 65) 政体) と「適度に調和したものではない」(rep. 2, 42) 政体である。キケロはローマ政体が後者から前者へ発展する過程を、つまり、混合政体が「成長」する歴史を記すのである。

キケロの混合政体理解がポリュビオスに基づくかどうか、議論されてきた⁽⁵¹⁾。けれども、キケロとポリュビオスの差異は明らかである。ポリュビオスは「混合政体」をアナキュクロシスの枠内に位置づける。キケロの混合政体はアナキュクロシスとは独立して推移する⁽⁵²⁾。また、混合政体の類別にも相違がある。ポリュビオスも「混合政体」にいくつかの種類を見出す。スパルタの政体は長老が王あるいは民衆のどちらかに荷担することで均衡を

保つ。ローマの政体はコンスル・元老院・民衆いずれにも同等の権力を付しそれぞれの権力範囲を厳密に定めることで均衡を維持する。けれども、スパルタの政体もローマの政体も「混合政体」としては等価である。これにたいし、キケロによる混合政体の類別は一方が他方に価値的に優る点に基づく。つまり、「三つの単一の政体を等しく位置づけ適度に調和させた政体」（完成に至ったローマの混合政体）は「適度に調和したものではない」政体（例えばスパルタの混合政体）より優れているのである。

さらに、より本質的な点で両者には相違がある。キケロのローマ政体はポリュビオスのような権力分立に基づくチェック・アンド・バランスのシステムではない⁽⁵³⁾。スキピオは次のように述べる。権利と義務と責任の等しい均衡が国家に存在し、その結果、公職に十分な権力 (*potestas*) が、卓越した者たちの熟慮に十分な権威 (*auctoritas*) が、民衆に十分な自由 (*libertas*) が存在しなければ、国家のこうした政体を不変のままに保持することはできない (*rep.* 2, 57)。よって、キケロにおける混合政体の構成要素はそれぞれが等しい権力を有するわけではない。権力を有するのは公職で、元老院は権威を、民衆は自由を持つ。国家構成要素がそれぞれ担うのはそれぞれ異なる社会的な価値である。このことは次のスキピオの発言から明らかである。王は愛情 (*caritas*) により、貴族は熟慮 (*consilium*) により、民衆は自由 (*libertas*) により、自分たちの心を捉えるので、単一の政体の一つを選ぶのは困難である (*rep.* 1, 55)。このように、それぞれの構成要素はそれぞれが担う社会的価値を代表し、それら社会的価値が「融合」して混合政体は成り立つ⁽⁵⁴⁾。

異なる価値の「融合」「調和」という考えは、著名な音楽の比喻から明らかになる。そこで政体構成要素の「融合」「調和」は明言されないが、歌において楽士が調和 (*harmonia*) と呼ぶものは、上層・中層・下層からなる国家における協調 (*concordia*) であり、あらゆる国家における安全のための最も緊密で最善の絆である (*rep.* 2, 69)。ポリュビオスの「混合政体」では構

成要素は敵対し、定められた権力範囲を他の構成要素が侵害する恐れに基づいて、構成要素間の抑止と均衡が実現される。社会にさまざまな価値があるとは前提されていない。なぜなら、モナルキアにおいて民衆が形成した正義は単一の価値としてデモクラティアまで存続するからである。キケロの混合政体では、社会に異なる価値が存在することを認め、それらの価値を融合し社会全体の協調が図られるのである。政体の構成原理が根本的に異なるといわなければなるまい⁽⁵⁵⁾。

このような「融合」「協調」はどのようにして実現されるのか。音楽の比喩に先行する箇所では次のように述べられる。ラエリウスは、自分が期待している人物にスキピオがどのような義務と責任を負わせようとしているか、見出したと述べる。スキピオは、これを受け、それはただ一つのもの、つまり、自らを絶えず省みてその魂と生活の輝きによって市民たちの鑑となることだ、とする。*(rep. 2, 69)*⁽⁵⁶⁾ こうして音楽の比喩が述べられる。市民たちの鑑となる人物によって政体の「融合」「協調」は達成されると考えられよう。キケロの混合政体において構成要素を「適度に混ぜ合わせる」ためには、そして、その適度な混合（「融合」「協調」）を維持するためには、それを実現すべき個人あるいは諸個人が必須の存在なのである⁽⁵⁷⁾。こうした個人を想定する点にも、ポリュビオスとの差異をはっきりと見出せよう。

両者の違いは混合政体としてのローマ政体にたいする評価にも見出せる。ポリュビオスはスパルタよりもローマを優れた政体と見る。対外的勢力拡大にスパルタは配慮していないからである。*(Pol. 6, 48, 6-8)* ローマが世界支配を実現できた理由を解明しようとするポリュビオスにとって、この視点は欠かすことのできないものである。けれども、スパルタもローマも混合政体としては等価とされる。他方、キケロは混合政体にも劣った種類と優れた種類を見出す。スパルタは前者に属する *(rep. 2, 43)*。ローマ政体は劣った混合政体だったが、優れた混合政体に発展した。つまり、ローマはその出発の時点ですでに単一の政体より優れた混合政体であり、さらに発展して混合政体

の中でも最高の種類に至ったのである。こうして、『国家について』第1巻で提議された問題、すなわち、ローマ政体こそ最善の政体という主張が立証されるのである⁽⁵⁸⁾。

したがって、キケロの混合政体論は、ポリュビオスによるローマ政体にたいする評価への返答でもあろう⁽⁵⁹⁾。キケロは明らかにポリュビオスを参照している。とりわけ、スキピオは、ポリュビオスの眼前で、パナイティオスと政体について議論し、ポリュビオスとパナイティオスは政体理論についての権威とされる (*rep.* 1, 34)。ポリュビオスは対外勢力拡大という側面も含めた総合的評価によってローマ政体を最高の政体とするが、キケロによれば、混合政体という観点だけからしてもローマ政体は最善のものである。また、ポリュビオスによれば、ローマ政体もアナキュクロシにしたがい衰退する。他方、キケロは、その政体を維持すればローマは衰退を免れるとする。キケロによるローマ初期史叙述は、『国家について』第1巻で提議された問題の立証であると同時に、混合政体論に関してポリュビオスへのポレミックとも理解できるだろう。

IV 『国家について』におけるキケロの歴史認識

以上のように確認できたキケロのローマ初期史叙述の内容・目的に基づいて、I章で見出したキケロのローマ初期史叙述の特徴はどのような歴史認識を示すのか、検討しよう。

1 キケロにはロムルスに先立つ時期の叙述が見出せない。この点は、事実と物語（あるいは虚構）についての認識を示している。キケロは、ロムルスに先立つ時期を物語 (*fabula*)、それ以降を事実 (*factum*) とする (*rep.* 2, 4)。なぜなら、ロムルスの時代には文字が用いられ学問も行われ、文明化されていない人々の生活から生じる間違いは存在しなかったからである (*rep.* 2, 18)。ロムルスの生きた時代はホメロスよりはるか後であり、人々に知識があり時代そのものが博識なものだった。そのような時代には物語（あるいは虚構）を

受け入れる余地はほとんどない。(rep. 2, 19) この論理はロムルスに先立つ時期すべてを物語として排除するものではないが、少なくともロムルスの時期以降は事実に基づくとすることで、キケロの叙述はロムルスから始まるのである。

よって、キケロの歴史叙述は歴史的事実に基づくことになる。実際、キケロは、スキピオの時期に利用することのできた史料に配慮している。例えば、カト (rep. 2, 1; 2, 3; 2, 37)、ポリュビオス (rep. 2, 27)、十二表法 (rep. 2, 54)、ポンティフィケスの記録 (rep. 2, 54)、アウグレスの記録 (rep. 2, 54) が言及されている⁽⁶⁰⁾。他方、「あらゆる者に知られている (omnibus notus)」 (rep. 2, 4)、「あなたがたは知っている (videtis)」 (rep. 2, 39)、「あなたがたが理解しているように (ut scitis)」 (rep. 2, 54)、「あなたがたが聞いていたように (ut audistis)」 (rep. 2, 60) といった表現で歴史的事実とされるものが示される。このように、キケロはその叙述の信憑性を一般に知られている（と彼がする）事柄にも求めている。とりわけ十二表法の内容は少なくともスキピオの時期には上層階層に普及していた知識でもある (leg. 2, 59)。したがって、全体としてキケロの叙述内容は、それが（上層階層の）誰もが知っている事柄⁽⁶¹⁾に基づくとすることで、その信頼性を担保しようとしている。キケロにとって事実とは誰もが知っている事柄なのである⁽⁶²⁾。

『国家について』第1巻末尾でスキピオは理論的検討よりもローマ政体という事例によって最善の国家とは何かという問題を解明すると宣言する (rep. 1, 70)。なぜそうした作業が可能なのか。ローマ政体の歴史は誰もが知っている事実であり、哲学者だけが理解できる理論ではない、このような立場にキケロは立つからである。ロムルスの元老院設置に始まる混合政体の展開は不確かな物語や理論ではなく皆が知っている事実であり、この事実がローマ政体は最善のものであることを立証する。キケロは、理論にではなく、事実こそ真実を見出す。ある種の歴史主義をキケロの歴史叙述の基礎に見出せよう⁽⁶³⁾。

2 ローマ人はロムルス（Romulus）の時期から市民としての成熟を迎えていた。この点は歴史の継続性・一体性について示している。スキピオは王が追放されてから400年も経っておらず、400年という歳月は長くはないとする。そして、ラエリウスは王は600年前のロムルスにまで遡るとし、スキピオはロムルスさえさほど昔の人物ではないとする。こうして、I章2で見た、ロムルスが蛮人の王であるかどうか、という議論となる。スキピオは、ロムルスの時期がさほど昔ではなく、その時期に王が欲せられたとすれば、その時期の人々は蛮人ではないとする。*(rep. 1, 58)* 400年あるいは600年という歳月は長い期間ではなく、その間の人々はスキピオたちと異なるところのない文明化された人々とされる⁽⁶⁴⁾。ここに見出されるのは王政開始からスキピオの時期までの時代的連続性・一体性という認識である。

このことは混合政体の歴史としてのローマ初期史叙述に具体的に示される。ロムルスはリュクルゴス（Lucius）に匹敵する英知を示し元老院を設置した。ロムルスの死後、民衆は王の設置を求めるといふ英断を下した。元老院はこれに応え、選挙王政を導入してリュクルゴスに勝る洞察力を示した。ヌマはイムペリウム（Imperium）を民衆に認めてもらうといふ英知を示した。タルクイニウス・スペルブス（Tarquinus Superbus）を追放した後、王政的要素を限定的に存続させ、民主政的要素を拡大し、それらを貴族政に結びつけることで、共和政初期の国家指導者たちは卓越した才能を示した。まさに王政初期からローマ人はギリシア人よりはるかに優れた存在だった。

このような存在だったからこそ、混合政体を展開し最善の政体を構築することができた。カトは次のように述べたという。ローマ政体は、多くの人々の才能により、数世紀、数世代にわたって成立した。このことこそ、ローマ政体が最善のものであることを示している。あらゆる事柄に気付くことができる者は存在しえず、あらゆる者の才能を一人の者に集めることができるとしても、時の経過を経験しなければ、すべての事柄を把握し将来に備えることはできないからである。*(rep. 2, 2)* つまり、王政開始からすでに成熟して

いた人々の絶えざる積み重ねによってローマ政体は完成を迎えたのである。そして、そのような営為はスキピオの時期まで絶えることなく積み重ねられてきた。連続し一体性を持つものとして歴史を捉える、こうした歴史認識がキケロに見出されよう⁽⁶⁵⁾。

むろん、キケロは歴史の断絶も認識している。『国家について』の議論が設定されたのは129年、つまり、ティベリウス・グラックスによる改革の直後である。ラエリウスによれば、一つの国家の中に二つの元老院と二つの国民が存在する状況 (*rep.* 1, 31) で、国家は分裂の危機を迎えていた。この状況は、公職・元老院・民衆が宥和し協調している、これまでの政体との明らかな断絶を示す。けれども、スキピオにとって、こうした歴史の断絶は認められるものではなく、王政期以来の国家の連続性・一体性の復活こそ実現されるべき責務であった。それはまた、三頭政治によって国家は個人の私的利益追求の道具となったと認識するキケロにとって、喫緊の実践的課題でもあった。

3 身分闘争という観点はキケロに見出されない。この点は上述の歴史の連続性・一体性という観点と密接に結びつく。身分闘争はリウィウス等では共和政初期に固有の現象である。キケロにとっては、王政期・共和政期を貫く連続性が問題である。したがって、共和政初期に固有の現象は本質的な重要性を持たない。キケロのローマ初期史叙述は混合政体の完成に至る過程に力点を持ち、それ以外の要素には重要性を付さないのである。

他方、キケロの歴史認識の持つ別の特徴も、身分闘争という観点をキケロが重視していないという点に、見出されよう。身分闘争を等閑視することでキケロはプレブスという階層の役割を過小評価している、したがって、キケロは閥族派的立場にある、このような理解⁽⁶⁶⁾はキケロのローマ初期史叙述からは得られない。身分闘争を過小評価しているとすれば、プレブスという階層のみならず、パトリキという階層も過小評価していることになる⁽⁶⁷⁾。実際、キケロがプレブスとかパトリキといった階層に言及することはほとんど

ない。キケロが重視するのは個人である。I章で見た概観が示すように、タルクイニウス・スペルブスを除いた王たち、ユニウス・ブルトゥス、プブリウス・ヴァレリウス、プブリコラ、ヴァレリウス・ポティトゥス、ホラティウス・バルバトゥス、このような個人が重要な刷新を担ったのである。個人の才能と営為を何世紀も積み重ねることで、ローマ政体は完成を迎えたのである⁽⁶⁸⁾。

こうした個人は前章2で見た混合政体の「協調」を実現し維持する者である。最善の混合政体において卓越した個人の役割は不可欠のものである。したがって、キケロによる歴史叙述では、混合政体の完成に向かう、そして、混合政体を維持する、個人の営為にこそ重点が置かれるのである。そのような人物を国家分裂の時期に見出すことは、キケロにとっての実践的課題であった。『国家について』第6巻の「スキピオの夢」はそれを示すものであろう。

以上より、『国家について』第2巻におけるキケロの歴史叙述に見出せる特徴は、その歴史叙述の目的そして内容と密接に関わり、そうした目的・内容の基礎となる一定の歴史認識を示している。キケロの歴史叙述には、歴史の断絶を排除し歴史の継続性と一体性に重点を置いた蓄積的・進化主義的歴史主義を見出せる。むしろ、キケロの歴史叙述は彼にとっての実践的課題を反映し、その歴史認識は時代的被拘束性を免れるものではない。歴史叙述が歴史に拘束された主体による行為である以上、これは当然のことである。けれども、彼の歴史認識に近代西欧世界が持つ一定の歴史観の淵源を見出すこともできるのではないだろうか。その限りで、蓄積的・進化主義的歴史主義という彼の歴史認識はさらなる蓄積を被ることに至ったのである。

【愛媛大学教授西村隆誉志先生は、2015年3月、愛媛大学をご退職になりました。私は、早稲田大学大学院法学研究科修士課程以来、先生からさまざま

まな学恩を賜ってまいりました。拙い作品ではございますが、本稿を西村先生に献呈いたします。】

注

- (1) キケロは『国家について』の構成に苦慮したようである。54年7月初旬のアッティクス宛書簡 (*Att.* 4, 16, 2) では、スキピオ、ピルス、ラエリウス等の対話編を構想しているが、54年10月末ないし11月のクイントゥス宛書簡 (*Quint.* 3, 5, 1-2) では、サルスティウスの助言に基づきキケロ自身とクイントゥスの対話編に変更する意思を示している。元来の構成はキケロの時期の人物（おそらくはカエサル）に配慮した結果だった (*Quint.* 3, 5, 2)。けれども、現存の構成は元来の構想のものである。
- (2) 『国家について』第2巻が歴史叙述として検討されることは稀である。一般には、キケロの国家理念、とりわけ、後に検討する混合政体論という見地から考察されている。キケロによる歴史叙述として『国家について』第2巻を検討する基本的な文献は、von Fritz, K., *The Theory of the Mixed Constitution in Antiquity* (1954, rep. 1975) [= *Mixed Constitution*], 126-136 ; Ferrary, J. -L., *L'archéologie du De Re Publica* (2, 2, 4-37, 63) : Cicéron entre Polybe et Platon, in *JRS* 74 (1984) [= *Archéologie*], 87-98 ; Fox, M., *Roman Historical Myths. The Regal Period in Augustan Literature* (1996) [= *Myths*], 5-28 ; Cornell, T. J., Cicero on the Origins of Rome, in *Cicero's Republic*, eds. J. G. F. Powell and J. A. North (*BICS Supplement* 76) (2001) [= *Cicero*], 41-56であろう。
- (3) *rep.* 2, 33以下には欠損があり、ホスティリウスの事績は十分に伝わっていない。王のファスセスおよびリクトルにかかわる事績が述べられていたであろう。
- (4) コンスル制度あるいは公職制度の導入は、欠損のためか、明確には伝えられていない。
- (5) ただし、449年の叙述は長大で、*Liv.* 2, 36から *Liv.* 3, 64までに及ぶ。
- (6) 例えば、レムスの死に関する叙述、とりわけ、ロムルスによるレムスの殺害 (*Liv.* 1, 7)、王政瓦解の伝承、とりわけ、ルクレティア陵辱の詳細 (*Liv.* 1, 57-58)、第二次10人委員の放逐に関わる伝承、とりわけ、アッピウス・クラウディウスとウェルギニアに関する伝承 (*Liv.* 3, 44-48)、これらはキケロには述べられていない。
- (7) Horsfall, N. M., *The Aeneas Legend from Homer to Virgil*, in *Roman Myth and Mithygraphy*, eds. J. N. Bremmer and N. M. Horsfall (1987), 20-24参照。

- (8) 典拠である Cic. *div.* 1, 43でキケロはファビウス・ピクトルの考えを批判していると考えられる。
- (9) ディオニシオスもローマ人はロムルスの下ですでに文明化された人々だったとするが、ローマ人はトロイア人というギリシア人の子孫なのでロムルスの下で成熟に達していた (Dion. 1, 60-72) とし、この点でキケロとは異なっている。
- (10) キケロは『法律について』で彼らに言及し批判している。leg. 1, 6参照。Rawsonによれば、キケロはそこに上げられている年代記作者の作品を『国家について』を叙述するために参照した。Rawson, E., Cicero the Historian and Cicero the Antiquarian, in Rawson, *Roman Culture and Society. Collected Papers* (1991), 65-66参照。
- (11) なお、ポムポニウスは十二表法の成立後に身分闘争が始まるとする。Pomp. *libr. sing. ench.* apud D. 1, 2, 2, 8参照。また、身分闘争という観点がローマ初期史の分析にどの程度有効か、議論がある。例えば、von Ungern-Sternbergは、身分闘争という観点はリキニウス・マケルによって持ち込まれ後期年代記作者に固有の観点であるとする。von Ungern-Sternberg, J., Die Wahrnehmung des “Ständekampfes” in der römischen Geschichtsschreibung, in *Staat und Staatlichkeit in der frühen römischen Republik*, hrsg. W. Eder (1990), 102参照。
- (12) この定義については大きな議論があるが、その詳細に立ち入る余裕はない。さしあたり、以下の文献を参照。Stark, R., Ciceros Staatsdefinition, in *La Nouvelle Clio* 6 (1954), 56-69; Büchner, K., Die beste Verfassung, in Büchner, *Studien zur römischen Literatur II. Cicero* (1962) [= *Verfassung*], 25-115; Werner, R., Über Herkunft und Bedeutung von Ciceros Staatsdefinition, in *Chiron* 3 (1973), 163-178; Kohns, H. P., Consensus iuris — comunio utilitatis (zu Cic. *Rep.* 1, 39), in *Gymnasium* 81 (1974), 485-498; Schofield, M., Cicero's definition of *Res Publica*, in *Cicero the Philosopher*, ed. J. G. F. Powell (1995), 63-83.
- (13) ここで筆者が「政体」という言葉を用いるのは、次章で「混合政体論」（わが国での慣用的用語である）を検討するため、ここでも用語上の整合性を保とうとしているからに過ぎない。「政体」に相当する特別なタームはキケロには見出せず、“*res publica*” “*civitatis status*” 等のタームを本稿では文脈上「政体」と表現している。また、次章1. で検討するポリュビオスの場合、“*πολιτεία*” は制度的なニュアンスを強く持ち「国家制度」とするのが相応しいと考えられる——実際、ポリュビオス『歴史』（城江良和訳）では「国制」という訳語が採用されている——が、わが国の慣用にしたいが、「政体」と表記した。
- (14) *rep.* 1, 42以降の政体の諸形態に関する叙述の概要は、Solmsen, F., Die

Theorie des Staatsformen bei Cicero de re publ. I (Kompositionelle Beobachtung), in Solmsen, *Kleine Schriften* II (1968), 380–381にまとめられている。

- (15) 国家機能を担う主体の数に基づいて政体を分類する仕方はギリシア以来の伝統である。その始源は別として、ヘロドトス、トゥキュディデス、プラトン、アリストテレス等の作品に見出せる。さしあたり、Hdt. 3, 80–83; Thuc. 8, 97 (当該テキストは5世紀末のアテナイの政体について少数者と多数者の混合された政体を述べ、政体の「混合」について伝える現存する最古のテキストでもある); Plat. *leg.* 693d–e; Arist. *pol.* 1279a22–b10.
- (16) 「民衆の専制支配 (multitudinis dominatus)」という表現は『国家について』第1巻では用いられていない。民主政の墮落形態を簡便に表現するため、*rep.* 3, 45の表現を用いた。
- (17) キケロが王政を支持しアウグストゥスの支配を予見していた (Reitzenstein, R., *Die Idee des Principats bei Cicero und Augustus, Nachrichten von der Gesellschaft der Wissenschaft zu Göttingen. Philologisch-historische Klasse.* 3. Heft [1917], 481–486; 497)、あるいは、ポムペイウスを支持していた (Meyer, Ed., *Caesars Monarchie und das Principat des Pompeius* [1919], 189) といった見解に対する批判は、Heinze, R., Ciceros “Staat” als politische Tendenzschrift, in *Hermes* 59 (1924), 73–94; How, W. W., Cicero’s Ideal in his De republica, in *JRS* 20 (1930) [= *Cicero’s Ideal*], 29 n. 1; 36–42参照。
- (18) 混合政体論は古典古代の政治理論が近代にまで影響を及ぼした重要な思想の一つである。「混合」という言葉を使って理想的な政体を論じる史料上最も古い事例はおそらくトゥキュディデスの叙述であろう (前注 (15) 参照) が、プラトン、アリストテレス等にもこうした政体はさまざまに論じられ、ディカイアルコスも『トリポリティコス』という作品を著した。これらに関する議論は本稿の課題ではない。各史料も含め、ポリュビオスに先立つ混合政体論の展開について、概略は、Blythe, J. M., *Ideal Government and the Mixed Constitution in the Middle Ages* (1992), 13–25; Hahm, D. E., The Mixed Constitution in Greek Thought, in *A Companion to Greek and Roman Political Thought*, ed. R. K. Balet (2009), 178–190 参照。詳細は、Aalders, G. J. D., *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum* (1968) [= *Theorie*], 7–84; Nippel, W., *Mischverfassungstheorie und Verfassungsrealität in Antike und früher Neuzeit* (1980) [= *Mischverfassungstheorie*], 30–142; Riklin, A., *Machtteilung. Geschichte der Mischverfassung* (2006) [= *Machtteilung*], 17–89参照。

- (19) 現在の史料状況で三つの単一の政体が結合したのものとして最も早くローマ政体を捉える人物はポリュビオスだが、彼に先立つ時期のローマ人にも混合政体という考えは存在したようである。例えば、カトはカルタゴを混合政体と理解していた。Cat. frg. 80 Peter = frg. 148 Cornell 参照。
- (20) 『歴史』第6巻の史料に関する議論は本稿では検討できない。さしあたり、Ryffel, H., *METABOAH ΠΟΛΙΤΕΙΩΝ. Der Wandel der Staatsverfassungen (Noctes Romanae 2)* (1949, Nachdr. 1973) [= *METABOAH*], 180–228 ; Cole, Th., The Sources and Composition of Polybius VI, in *Historia* 13 (1964) [= *Sources*], 440–486 ; Trompf, G. W., *The Idea of Historical Recurrence in Western Thought. From Antiquity to the Reformation* (1979) [= *Recurrence*], 4–59の詳細な議論を参照。また、古代医学思想に由来を見出す Schubert, Ch., Mischverfassung und Gleichgewichtssystem. Polybios und seine Vorläufer, in *Rom und der Griechischen Osten. Festschrift für Hatto H. Schmit zum 65. Geburtstag* (1995), 225–235も参照。
- (21) 『歴史』第6巻の構造の概略は、Walbank, F. W., *Polybius* (1972) [= *Polybius*], 130–133にまとめられている。第6巻の叙述の順番にしたがった詳細な考察と解釈が、Eisen, K. F., *Polybiosinterpretationen. Beobachtung zu Prinzipien griechischer und römischer Historiographie bei Polybios* (1966) [= *Polybiosinterpretationen*], 24–98で試みられている。
- (22) ポリュビオスの歴史叙述の持つ「実用的性格」についても、本稿では検討できない。さしあたり、Walbank, F. W., *A Historical Commentary on Polybius I* (1957) [= *Commentary*], 6–9 ; Petzold, K. -E., *Studien zur Methode des Polybios und zu ihrer historischen Auswertung (Vestigia 9)* (1969) [= *Studien*], 3–12 ; Meissner, B., ΠΡΑΓΜΑΤΙΚΗ ΙΣΤΟΡΙΑ : Polybios über den Zweck pragmatischer Geschichtsschreibung, in *Saeculum* 37 (1986), 313–51参照。
- (23) とりわけ、Podes, St., Polybios' Anacyklosis-Lehre, diskrete Zustandssystem und das Problem der Mischverfassung, in *Klio* 78 (1991) [= *Anacyklosis-Lehre*], 384 ; Id., Polybios and His Theory of *Anacyklosis*. Problems of Not Just Ancient Political Theory, in *HPTh* 12 (1991) [= *Theory of Anacyklosis*], 578参照。
- (24) 管見では、この一般法則は Pöschl, V., *Römischer Staat und griechisches Staatsdenken bei Cicero* (1936, Nachdr.1983), [= *Römischer Staat*] 49–56ですでに認識されていたが、Ryffel, *METABOAH*, 180 ; 203–208で「生物学的成長の理論」あるいは「三段階理論」と命名され検討が加えられ一般に用いられるも

のとなった。

- (25) 政体の類と類内部での区分を理解するには、Hahm, D. E., Polybius' applied political theory, in *Justice and Generosity. Studies in Hellenistic Social and Political Philosophy. Proceedings of the Sixth Symposium Hellenisticum*, eds. A. Laks and M. Schofield (1995) [= *Political Theory*], 13の表が分かりやすい。
- (26) Pol. 6, 9, 8では、多数支配の墮落形態はケイロクラティアと呼ばれている。他方、政体分類の際の各政体の名称とアナキュクロシスを叙述する際の政体の名称が異なっている。これについて、Walbank, *Polybius*, 140-141はアナキュクロシスの典拠となった史料と他の叙述の史料が異なるためとするが、Eisenberger, H., Die Natur und die römische Politeia im 6. Buche des Polybios, in *Philologus* 126 (1982) [= *Natur*], 47 A. 7はポリュビオスは一人支配という類の内部で“*βασιλεία*”に先行する段階を示すため“*μοναρχία*”と命名し“*βασιλεία*”の墮落形態を区別するため“*τυραννίς*”と表現したとする。Eisenbergerに類似した見解は、Widmer, P., *Die unbequeme Realität. Studien zur Niedergangsthematik in der Antike : Sprache und Geschichte* 8 (1983) [= *Unbequeme Realität*], 116にも認められる。さらに、政体は政体分類では六種類だが、アナキュクロシスでは七種類である。この点については後注(39)参照。
- (27) Hahm, *Political Theory*, 20-25は、ポリュビオスの社会的倫理の基本的なあり方として“reciprocity”を指摘し、これがアナキュクロシスの基礎であると指摘する。筆者の理解はこの想定に多くを負っている。
- (28) 支配者の道徳的墮落(とりわけ、富の増加を原因とする)をアナキュクロシスの推進力と捉える分析は、Williams, M. F., Polybius on Wealth, Bribery, and the Downfall of Constitutions, in *AHB* 14 (2000), 131-139参照。筆者にはアナキュクロシスにそうした要因が前面に出ているとは思われない。Williamsは主としてPol. 6, 48-56でなされるローマと他の国家との比較に基づいているが、その箇所では政体とは別のファクターが検討されていると考えられる。
- (29) 筆者に類似して民衆の重要性を認識する(けれども、アナキュクロシス全体についての理解は異なる)見解は、Gärtner, H. A., Polybios und Panaitios (Überlegungen zu Polybios VI 3 - 9), in *WJA N. F.* 7 (1981), 102-110 ; Walbank, F. W., A Greek Looks at Rome : Polybius VI Revisited, in *SCI* 17 (1998) [= *Greek*], 49参照。
- (30) Pol. 6, 9, 12でアナキュクロシスは成立と成長と逆方向への変化を遂げると述べられる。他方、Pol. 6, 9, 13では、ローマ政体は自然な成立と成長を経たとしか述べられない。したがって、ローマ政体は成立と成長の過程は経たが未だ逆方向への変化は被っていないと理解できる。よって、現状に至るローマ史を叙

述すべきアルカイオロギアはローマ政体の自然な成立と成長を記すものと考えられよう。同様の理解は、Eisen, *Polybiosinterpretationen*, 54-56参照。また、Walbank, *Commentary*, 659も参照。

- (31) 富者と貧者の宥和を目指し中間層に権力を持たせる、というアリストテレスの想定するポリテイアがそれである。とりわけ、Arist. *pol.* 1295b25-41参照。
- (32) こうしたポリュビオスの「混合政体」論理解は一般的なものであろう。さしあたり、Aalders, *Theorie*, 94-97 ; Nippel, *Mischverfassungstheorie*, 146-148 ; Lintott, A., *The Constitution of the Roman Republic* (1999) [= *Constitution*], 24 ; 218-219 ; Riklin, *Machtteilung*, 75-76 ; 82参照。けれども、ポリュビオスによるローマ政体理解は「混合」という日本語にはなじまないだろう。政体を構成する諸要素は互いに敵対し他者の拡大に恐怖を感じている。政体を構成する諸要素の宥和は目指されていないのである。実際、ポリュビオスは「混合」に相当する表現（例えば “μικτή”）をローマ政体に用いていない。
- (33) ローマによる支配の根拠をその政体に求めたにもかかわらず、ローマ政体の衰退を叙述する当該箇所は、『歴史』本来の執筆動機とは矛盾する、したがって、ローマの衰退を予見する箇所はグラックス改革を目撃した晩年のポリュビオスの加筆である、このような理解がかつては有力だった。学説の概要は Walbank, F. W., *Polybius on the Roman Constitution*, in *CQ* 37 (1943), 73-76参照。けれども、Brink, C. O. and Walbank, F. W., *The Construction of the Sixth Book of Polybius*, in *CQ* N. S. 4 (1954) [= *Construction*], 97-122がこのような理解へ詳細に反論し、これ以降、第6巻に大きな加筆は認められないとする見解が有力となった。こうした議論の概要は、Pédech, P., *La méthode historique de Polybe* (1964) [= *Méthode*], 333-335 参照。もっとも、Petzold, *Studien*, 80-90は、元来、生物学的自然法則、アナキュクロシス、混合政体はそれぞれ関連しないものだったが、ローマの現状を見てポリュビオスは考えを変え、混合政体もアナキュクロシスに服するとして混合政体にも衰退という概念が導入され、第6巻に加筆が加えられた、とする。この見解への批判は、Eisenberger, *Natur*, 44-58参照。
- (34) とりわけ、Zancan, L., *Dottrina delle costituzione e decadenza politica in Polibio*, in *RIL* 69 (1936), 509-511参照。
- (35) アナキュクロシスは「必然的決定論」のように見える。例えば、Alonso-Núñez, J. M., *The Anacyclosis in Polybius*, in *Eranos* 84 (1986), 20参照。
- (36) とりわけ、Podes, *Anakyklosis-Lehre*, 386参照。
- (37) ギリシア古典に見出される文明の発生理論は、例えば、Plat. *leg.* 677b-680e 参照。ポリュビオスに先立つ時期の展開については、Ryffel, *METABOAH*, 190-192 ; Trompf, *Recurrence*, 10-13参照。政体の推移の理論もギリシア古典

- に見出される。例えば、Plat. *rep.* 550d-551b ; 555b-557a ; 562b-566d ; Arist. *pol.* 1286b8-22 ; 1304a10-35 参照。文明の発生理論と政体推移の理論を最初に接合させたのがポリュビオスかどうか、はっきりしない。von Fritz, *Mixed Constitution*, 60-75 ; Pédech, *Méthode*, 303-304はポリュビオスとする。
- (38) 筆者の想定は Trompf, *Recurrence*, 24-25 ; 44と基本的に同質のものである。他方、Ryffel, *METABOLH*, 216 ; 216 A. 377もモナルキアからバシレイアへの推移を人間が理性的存在となる決定的過程と捉えるが、それに基づきアナキユクロシスの成熟に該当するのはバシレイアだけとする。また、Hahm, *Political Theory*, 20-25もモナルキアからバシレイアへの転換を理性の獲得過程として重視するが、テュランニスおよびオリガルキアへの変質を社会全体の墮落としてオククラティアへの墮落と質的に等しいものとする。
- (39) アナキユクロシスの構造をこのように理解すれば、モナルキアと他の六つの政体が本質的に異なること理解できよう。したがって、アナキユクロシス全体を構成する政体は七種類だが、成熟した社会で政体の推移を構成する種類は六つとなる。
- (40) こうした理解を Cole, *Sources*, 449 n. 26が一定の留保を付して想定している。Walbank, F. W., The Idea of Decline in Polybius, in *Niedergang. Studien zur einen geschichtlichen Theorie*, hrsg. P. Koselleck und P. Widmer (1980), 51 A. 65は「説得的でない無理矢理の」解釈とするが、ポリュビオスの文章を具体的に検討していない。なお、Trompf, *Recurrence*, 32-33 ; 42-44は筆者同様の理解である。Trompf, *Recurrence*, 36の図3 ; 43の図4も参照。
- (41) この理解は、とりわけ von Fritz, *Mixed Constitution*, 419-421 n. 73が主張し、例えば、Aalders, *Theorie*, 106 ; Widmer, *Unbequeme Realität*, 120 A. 55が支持するものである。Blösel, W., Die Anakyklosis-Theorie und die Verfassung Roms im Spiegel des sechsten Buches des Polybios und Ciceros *de re publica*, Buch II, in *Hermes* 126 (1998) [= *Anakyklosis-Theorie*], 45-54は、「混合政体」の「累積的」展開を受け入れ、他方では「混合政体」においても個別の単一の政体は墮落すると想定し、「混合政体」の展開はアナキユクロシスにしたがうと主張する。とりわけ、Blösel, *Anakyklosis-Theorie*, 54の図を参照。他方、Graeber, E., *Die Lehre von der Mischverfassung bei Polybios* (1968), 81-88は、アナキユクロシスと「混合政体」は共に生物学的自然法則に則るが、政体変化を前者は通時的に、後者は共時的に被るとする。Nippel, *Mischverfassungstheorie*, 143 A. 5によれば、「まったく説得的でない」見解である。
- (42) スパルタ政体とアナキユクロシスの関係について、筆者と類似した理解は、Trompf, *Recurrence*, 319-320 ; Hahm, *Political Theory*, 39 ; 39 n. 53に見出せ

- る。
- (43) アナキュクロシスにおけるデモクラティアへの回帰が述べられているにもかかわらず、ポリュビオスはアリストクラティアを支持していたと想定される場合がある。こうした見解への批判として、Brink and Walbank, *Construction*, 117-118が説得的と考えられる。他方、Nicole, C., Polybe et la constitution de Rome, in *Demokratia et aristokratia, A propos de Gaius Gracchus, mots grecs et réalités romaines*, sous la dir. Nicole (1983), 15-35は、ポリュビオスが想定していたローマ政体は「混合政体」ではなくアリストクラティアだったとする。この見解に対する批判は、Walbank, *Greek*, 49-51参照。
- (44) ローマ政体は、モナルキアからオリガルキアまでのアナキュクロシスを経験して「混合政体」となり、オクログラティアに墮落することでアナキュクロシスへ回帰する、以上の理解は、Eisen, *Polybiosinterpretationen*, 84-96に見出せる。また、Perelli, L., *Il pensiero politico di Cicerone. Tra filosofia greca e ideologia aristocratica romana* (1990) [= *Pensiero politico*], 95も参照。Trompf, *Recurrence*, 53-57は、ローマ政体もアナキュクロシスに服するとするが、アリストクラティア達成の時点で（つまりタルクイニウス・スペルプス追放後に）「混合政体」に移行するとする。Trompf, *Recurrence*, 56の表も参照。
- (45) この点は Podes, *Theory of Anacyclosis*, 583-586 ; Hahm, *Political Theory*, 28 ; 31-32も認識するところである。
- (46) ポリュビオスにおいて「偶然」「運命」という要素、つまり、“τύχη”は大きな役割を果たす。けれども、本稿で検討できる余裕はない。さしあたり、Walbank, *Commentary*, 16-26 ; Pédech, *Méthode*, 331-354 ; Trompf, *Recurrence*, 64-66参照。最近では、Brouwer, R., Polybius and Stoic Tyche, in *GRBS* 51 (2011), 111-132参照。
- (47) とりわけ、Podes, *Anakyklosis-Lehre*, 389の図3を参照。
- (48) 「混合王政 (das gemischte Königtum)」というタームは、とりわけ、Taeger, F., *Die Archaeologie des Polybios* (1922) [= *Archaeologie*], 101 ; 103が用いるものである。
- (49) 『法律について』によれば、キケロにおけるプレブスのトリブヌス職は、リウイウスに見出せるような、元老院の権威に敵対する革命的装置ではなく、貴族政の維持という機能を持つ。民衆に指導者がいる場合、民衆ははるかに穏やかになる。実際、元老院がプレブスのトリブヌス職を認めたとき、争いは終わり反乱は鎮まった。下層の者たちは自分たちが指導者層と同等と考えた。こうして、国家の安全は保たれた。(leg. 3, 23-24) Büchner, *Verfassung*, 105も参照。
- (50) 「混合貴族政 (die gemischte Aristokratie)」というタームも、Taeger,

Archaeologie, 109が用いるものである。

- (51) Taeger, *Archaeologie*, 28-87は、キケロの叙述がポリュビオスに基づくことを前提に、ポリュビオスのアルカイオロギアを再構成しようとする。Pöschl, *Römischer Staat*, 50-95はこれを徹底的に批判する。けれども、ポリュビオスのアルカイオロギアとキケロのローマ初期史叙述が同じ時期を扱いアナキュクロシスとキケロの叙述にいくつかの共通点があること、これらに基づき、一定の留保を付した上でキケロの叙述によってポリュビオスのアルカイオロギアを再構成する試みがなされてきた。例えば、von Fritz, *Mixed Constitution*, 137-143; Walbank, *Polybius*, 147-149 参照。Blösel, *Anakyklosis-Theorie*, 32-44はポリュビオスとキケロの類似点と相違点を検討しキケロの叙述からポリュビオスのアルカイオロギアは再構成できないとする。近年の傾向はキケロのローマ初期史叙述がポリュビオスのアルカイオロギアによるという想定に懐疑的である。Ferray, *Archéologie*, 88-90; Cornell, *Cicero*, 47参照。他方、How, *Ideal*, 28-29は、キケロとポリュビオスに大きな類似点を見出す。最近ではキケロとポリュビオスに本質的差異を認める傾向にある。例えば、Asmis, E., A New Kind of Model : Cicero's Roman Constitution in De Republica, in *AJPh* 126 (2005) [= *Model*], 377-416; Marquez, X., Cicero and the Stability of States, in *HPTH* 32 (2011) [= *Cicero*], 397-423; Atkins, J. W., *Cicero on Politics and the Limits of Reason* (2013) [= *Cicero*], 81-118参照。筆者は、Taeger の概念はキケロの叙述を把握するのに有益だが、キケロとポリュビオスには本質的差異があると考えられる。
- (52) そもそもキケロに「蓋然性の推移」としてのアナキュクロシスは見出せない。II章で見たようにキケロも政体の「循環といわば回転」(*rep.* 1, 45)を認識している。けれども、その循環は法則的なものではない。王政、貴族政、民主政、いずれからも僭主政に移行し、また、僭主政から貴族政あるいは民主政が生じる(*rep.* 1, 68)。このように法則性を持たない推移は「神に近い者にしか認識できない」(*rep.* 1, 45)。よって、ポリュビオス的な政体の予知も否認される。
- (53) キケロのローマ政体をチェック・アンド・バランスのシステムと捉える見解も存在する。例えば、Wood, N., *Cicero's Social and Political Thought* (1988) [= *Cicero's Thought*], 162-163; Gracia, C. C., *Res publica* come costituzione mista e decemvirato : Polibio e Cicerone, in *Le Dodici Tavole. Dai Decemviri agli Umanisti*, a cura di M. Humbert (2005), 136参照。
- (54) Wood, *Cicero's Thought*, 165-166は、*rep.* 2, 57の「populusに十分な自由が存在しなければ」という表現で“populus”は公職も元老院議員も含めた国民全体を意味し、公職は自由と権力を、元老院は自由と権威を持つが、民衆は自由し

か持たず、政体構成要素間に権力の不平等があるとする。けれども、*rep.* 1, 55の「populusは自由により」という表現で、“populus”は単一の政体の一つすなわち民主政を意味している。*rep.* 2, 57では、混合政体の存続のための条件の一つは“populus”に十分な自由があることとされる。公職も元老院も“populus”も混合政体を構成する要素である。混合政体を構成する要素とは単一の政体である。*rep.* 1, 55では、“populus”は民主政を意味する。よって、*rep.* 2, 57の“populus”も単一の政体すなわち民主政を意味する。つまり、公職と元老院を除いた民衆と理解できる。以上より、*rep.* 2, 57に基づいて混合政体構成要素間に権力の不平等を見出すことはできない。筆者は、Woodのような誤解が生じないように、本稿では混合政体に関わる限り“populus”をすべて「国民」ではなく「民衆」と表現している。

- (55) このようなキケロとポリュビオスの根本的差異は、従来、認識されてきた。例えば、Aalders, *Theorie*, 114-115; Nippel, *Mischverfassungstheorie*, 155-156; Büchner, *Verfassung*, 85; 90-92; 94-96; Perelli, *Pensiero politico*, 99参照。最近の文献では、Marquez, *Cicero*, 411-412; Atkins, *Cicero*, 107-115参照。
- (56) 音楽の比喩に先立つ箇所には欠損がある。筆者の理解は基本的に Pöschl, *Römischer Staat*, 125-126にしたがう。
- (57) このような人物、すなわち、いわゆる「国家の導き手にして舵取り (rector et gubernator rei publicae)」についてはさまざまな議論がある。さしあたり、岡道夫「キケロの「國家論」——その指導者像 (二・五一) をめぐって——」法制史研究34 (1985), 23-46参照。最近では、Asmis, *Model*, 400-414; Marquez, *Cicero*, 412-416; Atkins, *Cicero*, 73-79参照。
- (58) このようにポリュビオスとキケロにおいてさえ「混合政体」論には本質的差異を見出せる——前注 (30) で見たように、アリストテレスの想定する混合政体とも両者は異なる——のだから、Wood, *Cicero's Thought*, 159-162のような、「混合政体」論に共通する本質を見出そうという姿勢には慎重でありたい。
- (59) 『国家について』におけるキケロのローマ政体論をこうした観点から検討するのは、とりわけ Asmis, *Model*, 377-379; 384; 408-409; 414である。
- (60) ここでは第2巻しか上げていない。これ以外にも、例えば『大年代記』やエンニウスといった、スキピオの時期に用いることのできた史料への言及 (例えば *rep.* 1, 25) があるが、『国家について』全巻における史料への言及を列挙するのは本稿では割愛する。
- (61) Fox, *Myths*, 18は、識字率へ言及されている (*rep.* 2, 18) ことから、「誰もが知っている事実」とは知的階層に限定されるものではなく、民衆も「歴史と作り話」を区別できたことが示されるとする。そうであれば、筆者の想定はより強化

されよう。

- (62) キケロが用いた史料あるいは典拠およびそれらに対する態度についての議論にも、本稿では立ち入ることができない。ここでは対極的な立場にある見解を紹介するに留める。Smethurst, S. E., *Cicero and Dicaearchus*, in *TAPhA* 83 (1952), 231-232によれば、キケロは、ローマこそ最高の政体であるという主張を強化するために、諸史料・典拠を利用したに過ぎない。他方、Hamza, G., *Ciceros Verhältnis zu seinen Quellen, mit besonderer Berücksichtigung der Darstellung der Staatslehre in De republica*, in *Klio* 67 (1985), 492-497によれば、キケロの叙述は、あらゆる学芸の精通者であるべき弁論家という理念型にしたがい、極めて多様な諸史料を利用しさまざまな国家思想を反映しているとする。
- (63) Fox, *Myths*, 22は「理論に対する歴史の勝利」と表現する。関連して、Fox, *Myths*, 21-22も参照。他方、Cornell, *Cicero*, 55は次のように想定する。キケロの目的はローマ政体の持つ本質的な特徴を概略的に示し、ローマ政体についての理論を歴史的枠組で語ることにあった。そのため、政体理論に関連しないあらゆる事柄——ロムルスに先行する時期も含まれる——は削除された。したがって、Cornellによれば、キケロは歴史よりも理論を優先していることになる。けれども、なぜキケロは理論を歴史的枠組で語らなければならなかったのだろうか。
- (64) この論理はあらかじめ設定されている結論から引き出されているに過ぎない。Fox, *Myths*, 11参照。
- (65) Bretone, M., *Storia del diritto romano* (2000, 6ed.), 48-49も参照。
- (66) 例えば、Lintott, *Constitution*, 25 n. 26 ; 223参照。
- (67) Marquez, *Cicero*, 415 n. 36も参照。
- (68) Asmis, *Model*, 393-394 ; Marquez, *Cicero*, 414-416 も参照。